

【重要なお知らせ】休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ

当組合では、2018年1月に施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、対象となった長期間異動がない預金等（「休眠預金等」）については、預金保険機構に移管いたします。

「休眠預金等」の定義については、下記のとおりです。

なお、預金保険機構へ移管された預金につきましては、お客様のご請求により所定のお手続き(※)を経て払戻しいたします。

※ ご請求にあたっては、ご本人の預金であることを確認するため、本人確認書類をご提出いただく必要があります。

【休眠預金等の定義】

- 「休眠預金等」とは、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- 「預金等」とは、預金保険制度の付保対象となっているものをいい、当組合で取扱うすべての預金等が該当します。
- 「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。
 - ① 異動が最後にあった日（入出金、振込み、通帳記帳、預金者等の残高の確認等）
 - ② 預金等に係る債権の行使が期待される日（期間の定めのある預金等）（※）
 - ③ お客様への通知発送日（宛所不明等で返送されなかった場合に限る）
 - ④ 預金等に該当することとなった日（休眠預金となった口座が復活した場合）

※なお、当組合では上記②「預金等に係る債権の行使が期待される日」のうち、休眠預金等活用法施行規則第5条1項3～5号に規定する下記に掲げる日については最終異動日として取り扱わないこといたします。

- ・ 法令、法令に基づく命令もしくは措置又は契約により債権の支払いが停止された預金等について、支払の停止が解除された日
- ・ 強制執行、仮差押え又は国税滞納処分の対象となった預金等について、当該手続きが終了した日。
- ・ 法令又は契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他入出金が予定されている又は予定されていた（入出金を信用組合が把握できる場合に限る）預金等について、当該入出金が行われた日（又は行われないことが確定した日）。

- 「異動」とは、当該預金等に係るお客様及びその他関係者の方が行う引出し、預入れ、振込みその他の事由をいい、以下にある「異動にあたるお取引一覧表」のお取引が該当します。

異動にあたるお取引一覧表

全金融機関共通の異動事由	当組合が認可を受けている異動事由
<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りません。）</p> <p>③ お客様から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限りません。）</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) お客様が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p>	<p>① お客様からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。</p> <p>② お客様からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。（ただし、氏名変更及び住所変更の申し出があったものに限ります。）</p>

長崎県医師信用組合